

## 債権譲渡 S61-10-3 <<#411>>

【問】正誤をつけよ。

Aは、Bに対して有する売買代金債権を、Cに譲渡した。当該債権につき譲渡禁止の特約が付されているときは、当該特約の存在につきCが善意であっても、CはBに対し債務の履行を請求できない。

【答え】誤り

### <<ポイント>> 債権の譲渡性

- 1 債権は、譲り渡すことができる。
- 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- 3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は**重大な過失**によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができる。(民法 466 条 1 項、2 項、3 項)